

## 独立行政法人都市再生機構との連携協定の締結について

～官民連携による居心地のよい 都心部まちづくりに向けたコーディネート事業者の導入～

### 1 協定の目的

本協定は、本市のNCCの形成、さらにはスーパースマートシティの実現に向けて、まちづくりに関する高い専門性や調整力を有する独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）と相互に連携を図ることにより、都心部地区（中心市街地や大通り周辺など）において、より一層の魅力と活力あるまちづくりに取り組むことを目的とする。

### 2 協定の経緯

- ・ 本市においては、NCCの形成に向けて各種施策・事業に取り組んできたところであり、そうした中、これまで以上に公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、都心部の各地区の個性や資源が結び付いた多様性のある拠点形成や商業・業務・医療など様々な分野における新技術の活用等、新たな視点に立ち、まちづくりに関わる関係者が同じ目標を共有し、一丸となって、まちづくりを進めていく必要性が高まっている。
- ・ このようなまちづくりの推進にあたっては、これまで以上に複雑多岐にわたる関係者間の調整等を迅速・円滑に行い、公平・中立な立場でプロジェクトの立案・提案を行うなど、より高度なコーディネート能力が求められており、UR都市機構は、こうした役割が期待できることから連携協定を締結する。

### 3 協定の内容

#### (1) 連携事項

- ア 都心部地区におけるまちづくりの検討に関すること
- イ 都市機能の誘導に資する計画づくりに関すること
- ウ 都心部地区の活性化の推進に関すること
- エ まちなかウォークアブルの推進に関すること
- オ 安心・安全なまちづくりに関すること

#### (2) 主な取組内容

都心部地区における、民間開発の誘導や官民連携した一体的かつ効果的な地区整備の推進及びICTなどの新技術の活用や地域・関係機関と協働したエリアマネジメントの推進などに向けたコーディネート業務

#### (3) 期間

協定締結日から令和4年3月31日まで（以降、いずれか一方の変更又は解約申出がないときは、本協定は更に1年間延長するものとする。）

#### 4 期待されるまちづくりの効果

都心部地区において、市民や事業者など関係者間との円滑な調整などのコーディネート業務を行うことにより、拠点形成に向けた高次な都市機能の集積による活力創出や誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、居心地よく使われる都市空間の創出など、より一層、まちづくりへの推進が期待できる。

#### 5 協定締結日

令和3年6月28日（月）